

# 「一体的開示」の動向を踏まえた MD&Aの拡充等に係る 開示府令の改正ポイント

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士 吉田 貴富

## はじめに

金融庁は2018年1月26日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」という）を改正し、改正後の規定が2018年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されることとなった。また、それに先立つ2017年12月28日には、内閣官房および関係省庁（金融庁、法務省、経済産業省）が連名で「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（以下、「一体的開示の取組」という）を公表したほか、法務省でも会社法施行規則の改正に向けた作業が進められている。

これらの省庁横断的な開示制度の見直しは「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）を受

けた対応であり、今後も同戦略に掲げられた「2019年前半を中途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向け、各省庁の動向に留意する必要があるが、本稿では、2018年3月期に係る有価証券報告書の作成に際して留意すべき事項を中心に解説する。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることを申し添える。

## 「一体的開示」の背景

こうした省庁横断的な動きの背景には、中長期的な企業価値の向上を促すため、実効的なコーポレート・ガバナンス改革に向けた取組みの1つとして、企業から投資家に対して、投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供され、企業と投資家との建設的な対話が必要であるとの問題意

識がある。

## (1) 日本と諸外国の開示実務の相違

日本では、上場企業の場合、会社法に基づく事業報告および計算書類（以下、「事業報告等」という）と金融商品取引法に基づく有価証券報告書との2本立ての開示が求められる制度になっている。前者は法務省が所管し、定時株主総会の招集通知の際に株主に提供される関係上、3月決算の場合には、5月中旬から6月上旬に作成されることが多いのに対して、後者は金融庁が所管し、制度上は定時株主総会の前に提出することも可能であるが、実務上は定時株主総会後の6月中旬から下旬に提出されることが圧倒的に多い。

一方、諸外国においては、決算日から株主総会開催日までの期間が日

本の場合より長いこともあり、日本の会社法と金融商品取引法のそれぞれで要求される開示内容に相当する内容が盛り込まれた開示書類を作成し、株主総会前に開示する企業が多いとされている。

## (2) 「一体的開示」実現への課題

先述のとおり、日本でも制度上は定時株主総会前に有価証券報告書を提出することは可能であり、その際、会社法の要求事項も満たす内容にすれば「一体的開示」は達成できる。しかし、事業報告等（特に計算書類）と有価証券報告書では開示のボリュームに大きな差があるほか、会社法と金融商品取引法における具体的な規定の相違、会計監査のスケジュールの調整、株主総会日程・議決権行使基準日の柔軟な設定に向けた環境整備などが、「一体的開示」の実現に向けた課題となっている。

## 開示府令の改正内容

こうしたなか、金融庁は2018年1月26日、開示府令を改正するとともに、改正案に対するパブリックコメントの結果を公表した。

今回の改正の直接的な背景として